

令和2（2020）年度 教職員研修受講手続き等（高等学校、特別支援学校）

1 受講手続き

区分	研修名	受講手続き
基本研修	初任者研修（高・特） 新規採用養護教諭研修 新規採用学校栄養職員研修 新規採用実習助手研修 新規採用寄宿舎指導員研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月1日付けで校長に通知します。
	教職2年目研修（高・特） 教職3年目研修（高・特） 養護教諭2年目研修 学校栄養教職員2年目研修	○総合教育センター所長が受講者を指定し、「令和2（2020）年度基本研修受講者について（通知）」によって4月13日付けで校長に通知します。
	教職5年目研修（高・特）※1 養護教諭5年目研修 ※2 栄養教職員5年目研修 ※3 実習助手5年目研修 ※4 寄宿舎指導員5年目研修 ※5	※1～5 5年目研修（令和元（2019）年度受講対象者から適用） ・原則5年目に受講となります。なお、中堅研修対象者であっても「5年目研修」を未受講の場合は、「5年目研修」の受講となります。
	中堅教諭等資質向上研修（高・特）※6 中堅養護教諭資質向上研修 ※7 中堅栄養教職員資質向上研修 ※8 中堅実習助手資質向上研修 ※9 中堅寄宿舎指導員資質向上研修 ※10	※6～10 中堅研修（令和元（2019）年度受講対象者から適用） ・原則10年目に受講となります。なお、10年目未満であっても50歳となる年度に受講となります。
専門研修1	教職20年目研修（高・特）※11 養護教諭20年目研修 ※12 栄養教職員20年目研修 ※13 実習助手20年目研修※14 寄宿舎指導員20年目研修 ※15	※11～15 20年目研修（令和元（2019）年度受講対象者から適用） ・原則20年目に受講となります。なお、20年目未満であっても50歳となる年度に受講となります。 ・「中堅研修」を未受講の場合は、「中堅研修」の受講が終了した翌年度に「20年目研修」の受講となります。
	校長研修（高・特） 新任校長研修（高・特） 教頭2年目研修（高・特） 新任教頭研修（高・特） 新任主幹教諭研修（高・特）	○総合教育センター所長が受講を指定し、4月1日付けで校長に通知します。 ○校長は、受講者を「受講者報告名簿」によって4月10日までに総合教育センター所長に報告します。
	新任免許外教科担任研修（中） 理科・基礎実験研修（高） 特別支援教育コーディネーター専門研修 通級による指導新任教員研修 特別支援学校新任教員研修 職業教育指導力向上研修 自立活動充実研修 早期教育相談担当者研修 新任教務主任研修（高・特） 新任学習指導主任研修（高・特）	○総合教育センター所長が、各研修開催要項に示してある対象と定員及び「専門研修1対象者及び学校割当」によって、4月1日付けで学校宛に受講者を割当てます。 ○校長は、学校に割当てられた研修の受講者を、「受講者報告名簿」によって4月10日までに総合教育センター所長に報告します。 ○総合教育センター所長は、その報告に基づいて受講者を指定し、4月24日付けで校長に通知します。

	新任生徒指導主事研修（高・特） 新任進路指導主事研修（高・特） 新任部主事研修（特） 新任栄養教諭研修 新任道德教育推進教師等研修 新任地域連携教員研修 人権教育指導者専門研修	
	ネクストステージ研修	○令和2（2020）年度は、休止します。
	教育相談指導者養成研修（高）	○総合教育センター所長が受講者を指定し、4月24日付けで校長に通知します。
専門研修2	学校図書館研修 教科等専門研修 小学校理科観察実験研修 産業教育専門研修〔農業科〕 産業教育専門研修〔工業科〕 産業教育専門研修〔商業科〕 産業教育専門研修〔家庭科〕 環境学習プログラム研修 実習助手専門研修〔理科〕 実習助手専門研修〔農業科〕 実習助手専門研修〔工業科〕 実習助手専門研修〔商業科〕 ICT活用研修〔エクセルの活用〕 ICT活用研修〔タブレット端末の活用〕 授業研究活性化プログラム 教育相談基礎研修 教育相談課題研修〔いじめの理解と対応〕 教育相談課題研修〔不登校の理解と対応〕 教育相談実践研修〔保護者との連携〕 知的障害教育研修 自立活動研修 発達障害のある子どもの教育支援研修 トップセミナー 幼児期の特別支援教育研修 スキルアップセミナーⅠ〔個別の指導計画〕 スキルアップセミナーⅡ〔幼児理解に基づく評価と要録〕	○校長は、受講希望者を「受講者推薦名簿」によって、5月11日までに総合教育センター所長に報告します。 ○総合教育センター所長は、各研修開催要項に示してある対象と定員によって人数を整理し、5月25日付け「令和2（2020）年度専門研修受講者について（通知）」により受講者を指定し、校長に通知します。 ※令和2（2020）年度新規採用実習助手は、実習助手専門研修を必ず受講します。
専門研修3	とちぎの教育未来塾 教職員サマーセミナー	とちぎの教育未来塾は9月4日（予定）までに、教職員サマーセミナーは7月6日（予定）までに、リーフレットまたは総合教育センターWebサイトを参照してお申込みください。

※生涯学習研修の詳細については、とちぎレインボーネットを参照してください。

とちぎレインボーネット(<https://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/>)

備考 (1) 基本研修と新任研修の日程が重なった場合は、新任研修を優先して受講してください。

(2) 研修は、全日程を通じて同一人が受講してください。

(3) 障害のある教職員の受講に当たり、配慮を希望する場合には、事前に校長が総合教育センター所長に連絡してください。

2 指定変更

- (1) 初任者研修、新規採用養護教諭研修、新規採用学校栄養職員研修以外の基本研修について、参加困難な者がいるかどうかを確かめて、指定変更の有無及び変更の理由を「令和2（2020）年度基本研修受講者について（報告）」によって、4月末日までに総合教育センター所長に報告してください。

(2) 上記以外の研修の指定変更や割当て変更及び年度途中の変更等がある場合には、その事情を総合教育センター所長に連絡してください。

3 研修の欠席連絡について

受講者が欠席するときは、原則として研修開始時刻までに、校長が総合教育センター所長にその旨を連絡してください。

4 専門研修 1 対象者及び学校割当（高等学校、特別支援学校）

研 修 名	対 象		
新任免許外教科担任研修（中）	—	特	特別支援学校中学部の教員で受講を希望する者。
理科・基礎実験研修（高）	高	—	教職3年目に該当する理科担当教員。
特別支援教育コーディネーター専門研修	高	—	特別支援教育コーディネーター。各校各課程ごとに1人に対して実施する。
通級による指導新任教員研修	高	—	初めて通級による指導を担当する教諭及び講師。
特別支援学校新任教員研修	—	特	（1）初めて特別支援学校に着任した教諭及び講師。ただし、本年度初任者研修を受講している者を除く。 （2）初めて特別支援学校に着任した養護教諭及び養護助教諭で受講を希望する者。
職業教育指導力向上研修	—	特	高等部において職業教育を推進する教諭（各校1人）。ただし、令和元年度までに本研修を受講した者を除く。
自立活動充実研修	—	特	小学部において自立活動の時間における指導を担当している教諭（各校1人）。ただし、令和元年度までに本研修を受講した者を除く。
早期教育相談担当者研修	—	特	早期教育相談を担当する教諭（各校1人）。ただし、令和元年度までに本研修を受講した者を除く。
新任教務主任研修（高・特）	高	特	新任教務主任（主幹教諭を除く）。
新任学習指導主任研修（高・特）	高	特	新任学習指導主任（主幹教諭を除く）。
新任生徒指導主事研修（高・特）	高	特	新任生徒指導主事（主幹教諭を除く）。
新任進路指導主事研修（高・特）	高	特	新任進路指導主事（主幹教諭を除く）。
新任部主事研修（特）	—	特	新任部主事（主幹教諭を除く）。
新任栄養教諭研修	高	特	新任栄養教諭。
新任道德教育推進教師等研修	—	特	特別支援学校の新任道德教育推進教師等。ただし、令和元年度までに本研修を受講した者を除く。
新任地域連携教員研修	高	特	本年度の新任地域連携教員。 ただし、昨年度中に新任地域連携教員になった者で、この研修を受講していない者を含む。社会教育主事有資格者（今年度中に有資格となった者を含む）は、第2日を免除とする。
人権教育指導者専門研修	高 (中)	特	人権教育主任等。 ただし、令和元年度までに同和教育研修、人権教育研修、人権教育指導者専門研修のいずれかを受講した者を除く。 本年度の学校割当 宇高、宇工高、今工高、小高、栃高、栃農高、壬生高、足南高、北陵高、茂 高、大女高、清峰高、矢東高、今特高、国特高、足特高、学悠館（通）

5 研修開催に関する変更について

悪天候等による研修開催の変更がある場合は、総合教育センターWebサイトのトップページ「研修開催に関するお知らせ」に掲載します。

総合教育センターWebサイト (<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>)